

# 住環境支援

# 補助金

# のご紹介

下市町で家を建てる・改修する・貸すなど



◆このページの問い合わせは地域づくり推進課まで 問 IP 68-9070

## 空き家リフォーム補助金

下市町空き家バンクに登録された物件の改修に要した費用の一部を補助します

### 【主な内容】

売買契約または賃貸借契約締結後1年以内に、下市町内の施工業者に依頼して実施した改修工事に対して補助する



補助金の金額は、補助対象経費の2分の1に相当する額とし、50万円を限度とする  
※申請者(利用者に限る)が、世帯主又はその配偶者が18歳以上45歳未満の2人以上の世帯である場合は、100万円を限度とする

ただし、補助金の交付は1件の空き家につき、所有者または利用者のいずれか1名とする

### 【交付対象者 次の①～③の要件をすべて満たす方】

- ①物件の所有者は、当該空き家を利用者に5年以上使用させる意思を有していること
- ②利用者は、当該空き家に5年以上居住する意思を有し、世帯構成員全員が当該空き家所有地において住民基本台帳に記載されること。また、自治会に加入し自治会活動等に積極的に参加すること
- ③町税等滞納者、下市町暴力団排除条例に該当する方でないこと

受付期間 4月1日～(随時募集)

応募件数 6件程度(先着順)

## 空き家売買時の不動産仲介手数料補助金

下市町空き家バンクに登録された物件の売買契約時に発生する不動産仲介手数料について補助します

### 【主な内容】

売買契約時に発生する不動産仲介手数料の2分の1に相当する額を、165,000円を限度として補助する

### 【交付対象者 次の①～③の要件を全て満たす方】

- ①当該空き家売買契約の不動産仲介手数料を支払った当該空き家の売主又は買主であること
- ②利用者は、当該空き家を5年以上活用する意思を有していること
- ③町税等滞納者、下市町暴力団排除条例に該当する方でないこと

受付期間 4月1日～(随時募集)

応募件数 5件程度(先着順)

## 定住促進住宅新築補助金

若者世帯が下市町内で新築する住宅建設費の一部を補助します

### 【主な内容】

次の①～③の要件を全て満たす場合は100万円

- ①補助金の交付対象者が、下市町内で自ら居住するために新築する住宅
- ②延床面積90平方メートル以上の専用住宅
- ③建築基準法等の関係法令の基準等を満たしていること  
その他かさ上げ:下市町内の業者での施工(10万円)  
吉野材使用(10万円)



### 【交付対象者 次の①～④の要件を全て満たす方】

- ①世帯主又はその配偶者が18歳以上45歳未満の2人以上の世帯であること
- ②住宅新築工事完了時に、当該住宅の所在地において住民基本台帳に記載され、引き続き10年を超えて居住することを宣誓する方であること
- ③自治会活動等に積極的に参加する方であること
- ④町税等滞納者、公共工事等の移転補償での住宅建設、下市町暴力団排除条例に該当する方でないこと

受付期間 4月1日～(随時募集)

応募件数 2件程度(先着順)

## 空き家バンク若者世帯成約時補助金

下市町空き家バンクに登録された物件の賃貸・購入に要した費用の一部を補助します

### 【主な内容】

A:賃貸補助 毎月1万円(最長3年間)

B:購入補助 毎年12万円(最長3年間)

### 【交付対象者 次の①～④の要件を全て満たす方】

- ①世帯主又はその配偶者が18歳以上45歳未満の2人以上の世帯であること
- ②当該物件の所在地において世帯構成員全員が住民基本台帳に登録され、入居後5年以上居住する意思のある方であること
- ③自治会活動等に積極的に参加する方であること
- ④その他の公的制度による補助対象者、町税等滞納者、下市町暴力団排除条例に該当する方でないこと

受付期間 4月1日～(随時募集)

応募件数 2件程度(先着順)

## 空き家バンク登録家財処分補助金

下市町空き家バンクに登録されている空き家の家財道具等の処分に係る経費に対し、補助を行います

### 【主な内容】

空き家の家財道具等の処分に直接要する経費を30万円を上限に補助する



【交付対象者 次の①～②の要件を全て満たす方】

- ①空き家バンクに登録されている物件の所有者であること
- ②町税等滞納者、下市町暴力団排除条例に該当する方でないこと

受付期間 4月1日～(随時募集)

応募件数 5件程度(先着順)

## 空き家再生等推進事業(応急措置)補助金

### 【主な内容】

空き家の老朽化等により、地域の住民等に危害を及ぼす等の危険な状態を回避するために行う措置に要する経費の3分の1を10万円を上限として補助する



【交付対象者 次の①～⑤の要件を全て満たす方】

- ①町内にある空き家の所有者またはその相続人等(共所有者等いれば全権利者から同意を得ていること)であること
- ②近隣住民への報告を行うこと
- ③工事の施行は、法人または個人事業主が行うこと
- ④町税等滞納者、公共工事の補償対象、下市町暴力団排除条例に該当する方等でないこと
- ⑤年度内に工事を完了できること

受付期間 4月1日～(随時募集)

応募件数 3件程度(先着順)

## 空き家解体・活用補助金

下市町内の空き家を解体し、家屋等の新築や地域交流スペース等の設置を行う場合に、解体や設置工事等に要する経費について補助します

### 【主な内容】

下市町内の空き家所有者等が、当該空き家を解体し、家屋等の新築や地域交流スペース等の設置を行う場合に要する経費について、100万円を上限に補助する

※家屋等を新築する場合、建築基準法等の関係法令の基準を満たしていること

※地域交流スペースを設置する場合、防草対策や清掃を行い、下市町民が心地よく利用できる空間を維持するための適切な管理を行うこと

【交付対象者 次の①～②の要件を全て満たす方】

- ①空き家の所有者又はその相続人であり、共所有者等いれば全権利者から事業実施について同意を得ていること
- ②町税等滞納者、下市町暴力団排除条例に該当する方でないこと

受付期間 4月1日～(随時募集)

応募件数 5件程度(先着順)



◆このページの問い合わせは  
地域づくり推進課まで

## 空き家再生等推進事業(除却)補助金

空家(不良住宅)等の除却費用の一部を補助します

### 【主な内容】

補助対象経費は、補助対象建築物の除却に要する経費とし、50万円を上限に補助する

【交付対象者 次の①～⑥の要件を全て満たす方】

- ①町内にある不良住宅(住宅地区改良法施行規則に定める住宅の不良度の測定基準に掲げる評定項目の評定の合計が100以上の建築物)の認定を受けた住宅
- ②補助対象建築物のある自治会への報告を行うこと
- ③除却工事は建設業法等の許可を受けた業者が行うこと
- ④空家であり、共所有者等いれば全権利者からの同意を得ていること
- ⑤町税等滞納者、公共工事の補償対象、下市町暴力団排除条例に該当する方等でないこと
- ⑥令和9年1月中旬までに工事を完了できること

受付期間 4月1日～(随時募集)

応募件数 10件程度(先着順)

## 若者定住集合住宅入居補助金

新築民間賃貸集合住宅に若者世帯が入居した場合に補助します

### 【主な内容】

A:賃借人補助(借り方への補助)

入居から1～5年 まで毎月1万円、  
6年目以降は、毎月5,000円

(新築以降の4月1日から10年間まで)

B:賃貸人補助(貸す方への補助)

若者世帯賃借人の入居戸数毎に毎月5,000円、  
新築以降の4月1日から10年間



【交付対象者】

A:賃借人補助(借り方への補助)

次の①～④の要件を全て満たす方

- ①新たに若者定住集合住宅(令和元年度以降に新築された町内の民間賃貸集合住宅の内、住宅新築者の申請により町の認定を受けた住宅)の賃貸借契約を締結し、当該住宅の所在地において賃借人及びその世帯構成員が町の住民基本台帳に記録されていること
- ②世帯主又はその配偶者が18歳以上45歳未満の2人以上の世帯であること
- ③自治会活動等に積極的に参加する方、定住する意思のある方であること
- ④その他の公的制度による補助対象者、町税等滞納者、下市町暴力団排除条例に該当する方でないこと

B:賃借人補助(貸す方への補助)

若者世帯が居住している場合に補助

受付期間 4月1日～(随時募集)

応募件数 2件程度(先着順)